

第十五回国会
閉会後の
参議院緊急集会
地方行政委員会
會議録第二号

昭和二十八年三月十九日(木曜日)午前
十一時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 菊田 七平君
理事 石村 幸作君
館 哲二君
中田 吉雄君

委員

堀 末治君
宮田 重文君
加賀 操君
小笠原 三男君
曾根 益君
岩男 仁藏君

國務大臣

本多 市郎君

政府委員

法制局第一部長 高辻 正己君
自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁選挙部長 金丸 三郎君

事務局側

常任委員 福永 亨一郎君
会専門員 岡原 昌男君

説明員

法務省刑事局長 岡原 昌男君

本日の会議に付した事件

○国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○委員長(菊田七平君) それでは只今
より委員会を開会いたします。国会議
員の選挙等の執行経費の基準に関する
法律の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

○中田吉雄君 昨日録風会の館委員が
御要請になつたのですが、国警、法務
省その他法制局、御出席でしょうか、
その点伺います。

○委員長(菊田七平君) 本多國務大臣
から今日お話しして頂くと思つており
ます。

○中田吉雄君 そうしますと、お述べ
になるのは、国警やその他と打合せら
れて、最終的な見解でもう動かすこと
ができませんということになるのではし
ょうか、その点を先ず伺いたします。

○委員長(菊田七平君) 代表して承知
しておると思うのです、本多國務大臣
のほうは……。

○中田吉雄君 では御見解を御披露に
なるまでに、そのことを一つ昨日の経
緯もありませんからね。

○委員長(菊田七平君) それでは本多
國務大臣にその点を。

○國務大臣(本多市郎君) 昨日御質問
のありました今回の選挙に参議院議員
の候補者を有しない政党の政治活動の
制限ができるかどうかという御質問に
対しまして、政府部内で打合せをいた
しまして、その御意見を本日政府の方針
を申上げることになっておりましたので、

この際それを申上げさせていただきます。
○中田吉雄君 そうすると、いざいざ
述べになる見解は、国警、法務省、法
制局等とお打合せでもう統一したも
の、選挙が始まりましたでも混乱は起ら
ない取締りというふうになつておりま
すでしょうか。ちよつとその点を伺い
たい。

○國務大臣(本多市郎君) 混乱を生じ
ないように話し合ひを付けてございま
す。ただ一点附加しておきますが、本
当の最後の法律解釈というような問
題になりますと、これは又裁判所の意
見にもよることでございますので、そ
の点だけは政府で最終的にどうとい
うことは申上げることができませんが、
政府部内としての意見というものは統
一いたしております。

○中田吉雄君 ではまあ一応承わりま
すが、なか／＼これは解釈上のなもの
もあり、印刷物を配つて、それをよく見
せさせて頂きたい……。

○委員長(菊田七平君) それでは本多
國務大臣から説明を願います。

○國務大臣(本多市郎君) 印刷物を差
上げることは今準備中でございますの
で、でき次第に配付いたしたいと思ひ
ます。問題の点に關しまして打合せま
した政府の見解を申上げたいと存じま
す。

公職選挙法第二百一条の五は、規定
上は衆議院議員の総選挙における政党
その他の政治団体の政治活動を制限す
るものでありますが、これは総選挙が
単独に行われる場合の規定であり、同
時に参議院議員の選挙が行われること
を予想したものではありません。これを
のごさいます。ところが参議院議員
の選挙については適用がないとすれ
ば、衆議院議員の候補者を有する政党
その他の政治団体が、その政治活動に
ついて制限を受けることと比較考慮し
て、選挙の理念たる公正平等の原則に

反することとなつて来て、極めて不台
理な結果を招来することになりますか
ら、衆議院議員の候補者を有せず、専
ら参議院議員の候補者を有している政
党その他の政治団体といへども、これ
らの政党その他の政治団体と同一の条
件を以て政治活動を行うべしというこ
とが条理であり、そのように自肅され
ることが政治道義上望ましいと考える
のでございします。併しながら若しそ
のような線を超えて政治活動が行われ
た場合に、それが本条に違反するものと
して処断することができると言ひま
す。と、やや疑問の存する向きもござい
ますが、違反になるものとは考えてお
らないのでございします。又衆議院議員
の総選挙後若干の期間を置いて、参議
院議員の通常選挙が行われるような場
合、その期間は政党その他の政治団体
の政治活動については法律上何ら規制
がないと言わざるを得ない状態になる
と考えるのでございします。

○中田吉雄君 只今本多大臣の御説明
で政府の御見解はわかつたのですが、
問題はそういうふうな場合に、それとや
や独立性を持つている警察等の取締り
というふうなものが、実際現状で選挙
をやります際には非常に大きな問題に
なりますし、更にそういうことが問題
になつた際に、警察当局がどうするか
というふうなことも問題になるのです
が、その関係をお伺いせんと困るので
すが、どうなんでしょうか。

○國務大臣(本多市郎君) これは国警
との意見の調整をいたしておるのでご
ざいまして、そういう面から統一的な
取締りと申しますか、そういうことも
できると思ひます。又選挙につきまし
ては、それ／＼選挙管理委員会が中心
となつて、運動期間中の運動等をする
ことについて自主的に打合せもせられ
ることでございますので、そうしたこ
とによつて是非同一条件で行われるよ
うにまあ希望いたしておるわけござ
いまして、その場合これに反して行わ
れた場合に、違反として処断すること
ができるかという点について、これは
一部衆議院議員の選挙においてはとい
う意味を、選挙の行われる場合におい
てはというふうな意味に解したりする
向きもあります。併し我々の見解とい
たしましては、そういうふうな解釈す
るのは無理であつて、違反になるもの
とは考えないと言わざるを得ない、か
ような見解をとつておるわけござい
ます。

○中田吉雄君 皆さんもお忙しなこと
と思ひますし、私自身も、只今提案に
なつておる法案の採決を引延ばそうと
いう意図は毛頭ないわけでありませ
んが、非常に混乱を来したすのじやない
かと思ひますので、大体の御説明で趣旨
はわかりましたので、印刷物をもらつて
それをもう一度見せてもらつてやると
いうような形にして頂いたらと思ひ
ますが、すぐできないものでしょう
か。

○國務大臣(本多市郎君) 午後にはで
きるのじやないかと思ひますが、ほん
の一枚の謄写印刷のものでございま
す。

から、意見調整をやる間にいろいろ訂正した点がございしますので、それを刷り直しておるだけでございます。その内容は只今私が申し上げましたのと全然変わらないものでございます。

○中田吉雄君 どうでしょう、皆さんの御賛成を得れば、それができ次第にやつて結論を出して、そうして只今の御提案を問題としてすぐ処理するといふふうにしては如何ですか。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(菊田七平君) 只今の中田先生の御意見に賛成ですか。ではそういうふうなうにいたしたいと思ひます。では午後から開会いたすことにいたします。一時でよろしうございしますか。それでは午後一時に開会いたします。それじゃ午前中はこれで休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩

午後一時五十六分開会

○委員長(菊田七平君) 休憩前に引続きまして開会いたします。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を許します。

○小笠原二三男君 このプリントについて質問しようと思ひます。

○委員長(菊田七平君) 結構です。

○小笠原二三男君 今頂いたばかりで、ちよつと眼に触れたのですが、一、二、三の中の二の三行目「やや疑問を存する向もあるが、違反になるものとは考えられない」とは考えられないといわざるを得ない。「こゝろ」で、実際各関係当局の取締りなり選挙執行に紛らわしさをもたれてはいかぬから、文書で何とかということになつたのじやございませ

ぬか。未だに「やや疑問を存する向もあるが」といふようなことでは、これではどうも困ることなで、これを抹消して処断することができるといふと違反になるものとは考えられないとなぜ言えない、この「やや疑問を存する向もあるが」といふようなことになると、或る特定の警察はこつちのほうだと解釈する。他の警察当局はこちらだと解釈する。その取締り自体がまち／＼になる最も根本のところだと私は思ひますが如何ですか。

○国務大臣(本多市郎君) 全く御指摘の通りその点が悩みのある点でございます。これは事実その疑問を持つ向もあるのでございます。併し政府の見解としては、これはその違反などということにはならないとお答えせざるを得ないといふのが、違反になるという法的な根拠が明確でないといふところにあるわけですが、併し疑問を持つ向もあるといふのは非常に広い範囲内でございます。併し、最後的には御承知の通り裁判によらなければつきりはいしなわけでございますので、そういうことを残しておきますけれども、政府は残しては違反にならないものとお答えするほかはない、こゝろ考えております。

○小笠原二三男君 何人も黙つてゐるのに検察当局の発表により、或いは国民の誰かの発表によつて裁判の問題になるというのならともかく、選挙を執行するのは最終的に責任は政府にある、或いは取締りということでも、警察当局についての最終的な責任は、しよつ中この責任を負いたい、負いたいと言つていますから、政府に最終的には責任がある。そのほうにおいて少くとも

も警察の取締り或いは選挙管理委員会における法の一義的な解釈の統一、こゝろいう点から言へば、これは政府の見解で一義的にきまるものだと私は思ふのです。それを「やや疑問を存する向もあるが」といふことは、部内において、政府のそれ／＼の執行機関において、疑義があるのだといふふうになれざるを得ない、そういうことになれば選挙執行は、或いは取締りは、ばらばらになる。司法機関のほうがいふその裁判の判決においてですね、この通りになるかならんかといふことは、それは司法機関の独立しておる限りそれはそれでいいでしょうが、検察から、警察から或いは選挙管理委員会からは、最終的にはこれは政府の責任として、広く行政機関の仕事なんですから、その中で「疑問が存する向もあるが」といふことで部内の統一がとれないといふことでは、これは選挙をやつて行く政党内、或いは候補者なりはえらい迷惑なわけですが、その点において、その部内だけでもどうなのかといふことを私としてはお伺ひしたい。如何ですか。

○国務大臣(本多市郎君) 取締りに当ります警察との意見の調整は、これは違反にならないものと言わざるを得ないといふことになつておりますから、直接の御迷惑をかけるようなことは起きないだらうと存じます。更に又その法律の疑義について、政府は最終的な意見を決定することはできないのでございますので、そうした意見もあるのでございますから、それはそういう意味に解釈してやつて頂きたいといふことでございします。これは政府部内と申しますと、自治庁とか、国警とか

といふものの間には、違反にならないものと言わざるを得ない、こゝろいうことになつておりますが、更にそれじや違反にならないといふことを、政府が法の解釈の最終的な意見はつきり言ふことができるかと言ひますと、幾分でもそういう疑義がある場合には、政府としては自分の見解では違反にならないと思ふ、最後のなその見解は裁判によるほかはない、こゝろいふほかはないといふわけでございます。

○小笠原二三男君 それならば「違反にならない」とは考えられないと言わざるを得ない。」「と言わざるを得ない」とは要らんことで「違反になる」とは考えられない。」「こゝろまでもこれはいいわけです。

○国務大臣(本多市郎君) これは第一項のほうから受けてゐる文章でございます。是非平等公平な条件でやつて頂きたい。それでも併しそれに反したことをやられた場合にどうするか、誠に残念ながらそうしたときには取締れるものなら同一歩調に持つて行くために取締りたいのであるが、違反にならないものと言わざるを得ない。これはつまり第一項を受けての、誠に残念であるといふ表現でございます。

○小笠原二三男君 本多さんは法律の最後のな解釈を一義的に言うことはできないと、誠に謙虚なお話でしたが、こゝろが法律以上広汎な問題の、政治道徳上のことは、政府はかれこれといふんな判断を下すんですね。私はおかしいと思ふ。一、一番お終いのほうは「そのように自肅されることが政治道徳上望ましい」と考へる。そんなことは政府として余計なことですよ。それこそが政府としては余計なことだ。

政治道徳上とかやかくいふようなことは、政党としてそれはそれ／＼が考へられることで、行政機関である一政府が、政治道徳上望ましいとか望ましくないとか、そんな判断をすることなんか余計なことですよ。聞きようによつては、そんな判断さえもするくらい政府が、当面の法律を正確に執行しなればならない義務を負つていながら、その法律の執行について「疑問を存する向もあるが」といふわざるを得ない。」「といふような不明確な立場といふものをとられる。行政府として、法律の執行を確実にすることを義務付けられておるはずなんだ。その立場に立つての解釈というならば、はつきり政府の見解はこうであると断定して何が行き過ぎであるか、私は行き過ぎだとは思ひません。政府部内の意見が統一してゐるといふことなら統一してゐる見解がこゝろに出されることこそが望ましいので、余計な政治道徳上のことなどは言う必要はない。先ず義務付けられてゐるほうについて明確な判断を表明すべきであらうと思ひますが、如何ですか。

○国務大臣(本多市郎君) 第一段の「政治道徳上望ましい」といふことにつきましては、はつきりした政府としては信念を持つておるのでございします。これは小笠原さんの考へと逆でございます。併し、選挙といふものを考へました場合に、その選挙期間、同一機関の同一候補者、つまり同一議院の候補者が争う選挙については、選挙の本旨から考へましても、同じ条件で行われることが最も望ましいといふ見解は、これは間違いないものと思ひます。これは間違ひないものと思ひます。然るに今回の問題が起きました

のは、衆議院議員の選挙における制限をしたが、たゞ参議院議員の選挙と重なり合つて来たといふところに問題が起きたのでありまして、全く重なり合う場合を立法当時予想されておりましたならば、適当な選挙を公平に行はしめる措置が行われていたことと存じますけれども、そうした場合の考慮が落ちておつたのではなからうかと考えられるのでございます。従つて選挙の本旨から考えました場合に、同一条件を以て行われることが望ましいのでございまして、でき得る限りさうにして頂きたい、それに反した場合どうするか、それは誠に残念なことであつて、それが違反であるとは言えないのであつて、違反ではなからうといふのはかたがた、さういふまあ苦しい弁明になります、事情でございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○委員(菊田七平君) 今日見えてます政府側の名を申し上げます。国務大臣本多市郎氏、自治庁次長鈴木俊一氏、選挙部長金九三郎氏、国家地方警察本部刑事部長中川重治氏、法務省刑事局長岡原昌男氏、内閣法制局第一部長高辻正巳氏、以上の方々がお見えになつておりますから、どうぞ。

○小笠原二三男君 この内閣はいつまで続くものとも限らない不確定な内閣ですから、その主管大臣からさういふことを聞かうとしたことは、私の方で少し行き過ぎだつたかも知れないけれども、第一項の場合で申しましたも、衆議院なら衆議院の選挙の場合に、衆議院の候補者が同一条件で争うといふことを、参議院はやはり同一条件で争うといふことを、それがダブつて来たからといつて、条件には変化は

ないので、法が厳格に施行される限り。ただ取締上紛らわしいといふような技術的な問題から、いろいろ問題を起して来ているわけなものを、そのところは棚上げにして置いて、どつちかの選挙の同一条件のほうに合致すべきものが政治道徳上正しいのだといふようなことは、必ずしも私は養成できない、それが政府の信念だから、そこ、こんな政府はぶつ潰れてしまつたのです。私は法律は厳格に施行されることを望む、而も又選挙は衆議院、参議院それ、同一の条件で行われて来るわけですから、参議院なら参議院議員の選挙という状態においては同一条件なものです。だから私はその点についても問題を残します、ましてやこの二の問題についても問題を残しますが、従つてこれ以上この文章の訂正はできないといふ事情も考えられないわけではないので、速記にだけは正しく残しておきたいので、これは選挙管理委員会関係も同じ意向である、それから国警、自治警を通ずる警察関係の選挙取締りにおいても同じ解釈であると了解してよろしいのか、もう一度さつきはさうだと申しましたが、もう一度御答弁を伺つておきたい。それから法務省のほうの関係においてはこの解釈はどうお考えになつておられるのか。この点は別途関係者にお伺ひしておきたい。

○国務大臣(本多市郎君) 政府の機関であります国家地方警察のほうにはこれは打合せもしておりますし、見解も一致しておりますので、十分連絡が出来ます。地方自治警察については指揮命令はできませんけれども、十分連絡をして同じ歩調でやつて頂くように努めたいと考えております。

○説明員(岡原昌男君) お尋ねの点でございしますが、実はこの点はさつぱらんに申しまして、解釈上かなり疑義があるといふことを最初に申し上げたいと存じます、と申しますのは、この規定をお読み頂きますとおわかりの通り、これは御承知の通り衆議院の選挙の特例に関する条文でございまして、参議院の選挙が同時に進行するといふようなことはまあ予想しなかつた規定であるのでございまして。そこで今回のごとくその運動期間がかなり切迫してダブつたような場合におきましては予想せざる事態が起きて解釈上いろいろ疑義が生じたことも、新聞紙上等で御承知の通りでございまして。実は私どもは、この二二一条の五と申しますのは、もと／＼選挙の際に政治活動が制限に行われるといふことになりまして、紛らわしい状態においてこれがなされる、結局選挙運動のほうで幾ら取締りの規定を設け、さうして一定のルールに乗つてやろうと思つても、政治活動という名の下のいわば抜け道が幾らでも考えられるといふようなところがこの立法趣旨であるやに聞いておるのでございまして。その精神から申しますと、この選挙運動期間内におきましては政党の政治活動といふものはそれ相当の制限を受ける、原則としてできないけれども、二十五名以上の立候補者を擁する政党においてはこれができるといふような一定の条件においてこれができるといふことになつておるのでございまして。ところで今回のようにこれがダブるといふことに相成りますと、これは可なり問題が錯綜して参ります。

して、当初申上げました通り予想せざる事態になつたわけでございまして。そもそも政党或いは政治団体の政治活動といふものには、特定の候補者のための政治活動或いは選挙運動、これはちよつと区別ができません。若し特定の候補者に対する応援演説であればこれはもう当然選挙活動そのものであつて、それはたとえ政治団体がやつてみましても選挙運動の実体を具えておる限りにおいては選挙の演説会の制限その他もこの選挙運動の制限に従わなければならぬ、かようなことなるのじやないだらうか。従つて又特定の候補者等を予定してないといふことになりましますと、その選挙の際における政治活動といふものは参議院のための政治活動、衆議院のための政治活動といふことも、これも又ないはずである。まあ理論上でございまして。従つて政党の政治活動といふものは参議院のためのもの或いは衆議院の選挙のためのものといふのではなくて、その期間内において政党の政治活動が或る形で行われるといふことになつて来るということになるのじやないだらうか。それを更に論理を進めましますと、さういふ政治団体の政治活動が或る選挙の期間内に行われるといふことで、それだけで、一定の制限がずつと被つて来る、衆議院の選挙の期間内にはかのような選挙がありましてもやはり同じように被つて来るのではないだらうかといふふうな疑問と言ひますか、解釈をいたしたわけでございます。ところがこれを又別の方から申しますと、やはり或る選挙の際における政治活動といふものは特定の選挙を目標とする政治活動だといふ、まあこれは事實論でございまして。

その議論が出て参りました、その面から見ますと、参議院の選挙については特例がないのであるからして、参議院の候補者のための、ためのと言つてしまふと少し強くなるのですが、参議院の選挙のための政治活動といふものは、本件には二二一条のことは全然関係がないといふ議論が一つ成立つてはなないだらうか。この二つの問題でございしますが、私も検討いたしまして、字句上はどうも前説のほうが強いのではないだらうか、ただ実際の運用の面からこれをみますとこれはいづれの説をとりましても可なり或いは致命的な矛盾をそれ／＼感しておるのでございまして、例えば前説をとるといたしますと、もう一切できないといふことになりましますと、衆議院に全然候補者を送らん政党等においてもさ／＼その期間がだぶるといふことで非常な制限を受ける、ところが後説をとりましてそれに一切関係がないといふことになりましますと、逆に今度は例えば衆議院に全然候補者を送らん政党は自由自在に活動ができるけれども、一人でもそこに送つておる政党はもう一人でも、まあ二十五名以上出せば一定の制限の下に活動ができますけれども、一人でも送つておきますともう全然やれなくなる、さういふふうな矛盾が出て参ります。そこでこの二つの見解のいづれがいいかといふことについて実は私共も悩ま抜いておる次第でございまして、根本的にはこの規定の建て方並びにそれが参議院の選挙とダブつた場合の措置等についての考え方等については若干規定上に不備があつたのではないだらうかといふふうなことを考えまして、先般の選挙制度の改正の意見を

徴せられた際には二百一条の五は削除すべしという意見を私のほうから出したような次第もございまして、さような次第でございまして、実は私共も真正面から聞かれますと、弱つてしまふ。文字の上からはどうも前説のほうが強いのではないか、併し実質的な面も見なければいかんし、という非常に困つた状態にあるわけでございます。で、それから先のことをお尋ねくださると思いますので、それでは取締りの面でするのかと、こういうお尋ねになるかどうかと思つてございまして、これはまあ我々一番困るところでございますが、およそ法律というものはそれ／＼／＼な疑義が生ずるものでございまして、その疑義が大きければ大きいほどその運用等については慎重なるを要するものでございまして、本件等につきましてもその運用については実質的には相当慎重なる考慮を払わなければいかんのではないだろうか、今みたいな問題もございまして、そういうふうな態度をとりたいたいというふうに考へておるのでございまして、その意味におきましては今日配られましたようなことは大体線が似て来るのじやないだろうかというふうに考へる次第でございまして。

○小笠原三男君 その大体似て来るのじやないだろうかというところが私の聞きたいところなので、似るといふことをそれを削除してこれと同一線になるのかどうか、これは法務省においても的確な解釈をとつて頂きたいと思ひます。少くとも法務省である限りは政府部内なんです。それで同じ政府部内においてこうして国会の問題になつておるのに、意見の統一がこの文章

ほどにでもないということとは、誠にまあ遺憾であると言わざるを得ないのじやないかと、もう一歩進めて御答弁を願ひたい。

○説明員(岡原昌男君) 実はさうな相当複雑な問題を伏在しておる条文でございまして、私も私どもとして実は逃げたわけではございせんが、この取扱ひ等については自治庁にお任せしようかというふうな話もございまして、で、実際に違反ができたかどうかというふうな問題につきましても、我々最高検ともい／＼／＼話はいたしてあるのでございまして、ただ法律の解釈等につきましてもそのいづれをとるのが最もいいかという問題は、これは政府部内の統一的な意見として若し述べるといふことでございまして、最も適当な機関としては、内閣法制局が法律顧問的な立場にございまして、で、第一次の行政的な解釈としてはさうなことになるのであらうかと思ひますが、すべての法律についてさうであるというふうな法律の解釈運用等については、まあ／＼／＼細部の点につきましても問題はあつた場合もございまして、これはなお今後十分研究して行きたいと思つておる次第でございまして。

○小笠原三男君 研究して行きたい方向は大体似て来る方向になる、こう了解しておいていいわけですか。

○説明員(岡原昌男君) その点先ほどもちよつと申し上げました通り、余り御追究頂きますと私も困るのでございしますが、といひますのは、どちらの説をとりましても不合理の面が出て来る、この不合理の面をどちらかで割切るといふのはこの際如何なものであらうか。結局私どもとしては、最後は、先ほど大臣からもお話がありました通り、裁判の決定に待たなければいかんことだらうと思ひますけれども、その運用等についてはその疑義があるといふことを十分斟酌して行きたい、かような立場でございまして。

○中田吉雄君 本多長官にお尋ねしますが、やや疑問を存する向もあるが、い／＼／＼を抜いて頂いたらどうなるものでしょうか。それは例へば政府が戦力の解釈について最終的な決定を發表されておられます。内閣法制局と打合せて、日本の軍隊が、あれが戦力であるか、憲法の第九条であるかというところは、こんな解釈以上に、朝日や毎日の輿論調査を見たつて、あれは軍隊だ、はつきり違ひだといふ輿論調査が出てゐる。それにもかかわらず、さういふことについては社会上その他非常に大きな疑問があるが、戦力という解釈になつていない、はつきりと。これは戦力ではない、憲法違反ではないといふにかかわらず、ここでは非常に慎重になつてゐるのですが、特に末端に十分に自治庁の趣旨が徹底せずに、やはり警察なんかいろいろ／＼検査され、成るほどあとでは不起訴になつたといふ、選挙中では非常に大影響を及ぼす運動に及ぼすので、いろいろ疑問のような点はあつても、やはり政府の解釈としては違反になるものではないといふところを重点をおいて、やや疑問といふようなことは抜いてもらつたらいいと思ひますが、これは如何なものですか。

○國務大臣(本多市郎君) 中田委員のお話は御尤もですが、併しこの事情を明らかにするためには、又置いておく

ことも意味があると思ひます。(笑聲)必ずこの問題については疑問を持つ向もあると思ひます。さうした人が現れた場合、さういふ疑問を持つてゐるものであるけれども、政府の見解としては違反にはならないものと言わざるを得ない、かように考へてゐるのだといふことで、さういふ疑問を持つ人が現れた場合に、それでもさういふ見解をとつてゐるのだといふことが明らかになつて又いいのではないかとと思ひます。(名答聲)と呼ぶ者あ

り、笑聲)これは第一段の通り、何とかして選挙で等しい条件の下に競争して頂きたいといふ、まあ選挙の本旨から、重点をおいて強調したいといふ気持ちもある結果、さういふ文章になつて出て、その辺の含みで一つ御理解頂くことが、選挙自体をよくやつて頂く上においてもいいのではないかとさういふふうに考へておりますが、如何でしようか。

○曾根壽君 只今の政府のお話を聞いておりますと、どうも今法務省のほうのお考え方にやや疑問を存するといふ点が何だか強いような印象を受けたのでして、まあ本多國務大臣、自治庁の長官とされては、結論が違反になるものとは考へられないと言わざるを得ないといふ、そつちの意味にかなりウェイトをおいておられるように、どうもちよつと気分的な相違があるように思ふのですが、それでまあ第一次的に政府の法律顧問としてのやはり法制局としての意見をもう一遍念のために伺ひたいと思ひます。

○中田吉雄君 その前に一つ、曾根さん

の質問にお答えして頂く前に、法制局については一言をいたしたいと思ひ

ます。さういふことを含んで、やはりはつきりして頂きたいと思ふのです。私は非常に最高裁判所の態度並びに法制局の最近の法の解釈については、実に多くの疑問を持つものです。法の權威はいずれにあるかと言ひたいのです。それは特に憲法九条と憲法九十三

条の解釈について非常に問題がある。例へばアメリカとしましては日本に再軍備させたい、併し憲法九条の規定があるのでも悩まされてゐるのです。そこで昨年の七月、クリスチャン・サイエンス・モニターの報告によると、吉田総理とダレス氏が打合せて、実際の軍隊を作るのだが、再軍備反対の世論も強いし、憲法九条の規定もあるし、自衛力漸増という形で事実上の再軍備をするという話がついたということになつてゐるのです。ところが最近アメリカ國務省の発表によると、ダレス氏が国会において、國連の決定によつて再軍備し、國連の決定に基いて海外に保安隊を出すことは現行憲法の規定に違反しないといふ重大な声明をやつてゐるのです。その切抜きも持つてゐますし、それから最近の世界の四月号にもはつきり出てゐる。これは大きな問題です。ところがそれと符号を同じくする解釈が、日本の法制局に出てゐるので、はつきりです。政府とされても、やはりこれは現在の戦力ではないといふ決定をされてゐる。日付も全部持つてゐますが、更に昨年の九月八日には法制局の解釈として、保安隊の海外出動も現行憲法の範囲内でできるといふやうな、非常に大きな前進を示した解釈をしておられるわけでありまして、九十三条にしても、公共団体の首長の公選制廃止が違憲でない、知事の中でも

そうであります。これは事態が切迫すれば、市町村のだつて違反でないという解釈が出ないとも限らないので、いろいろ事情があると思いますが、もう少し法の番人として憲法の解釈の用語については熱意を示して毅然たる解釈を一つ示してもらいたいと思うのです。いろ／＼法制局とされては苦慮される点があると思うのですが、是非そういうふうな。

それからもう一つは、昨年の選挙法の改正の際に、衆議院についてはあらゆる特例を設け、その際に参議院にも同じ特例を設けようとしたのに、我々が来年のことは参議院があるのだからそれは参議院に譲らうということになつてしまつた。そしてこのたびは参議院にもそれをしなくてはならないという規定で衆議院ではちやんとそれを修正して特例を適用するようにして来ているのですよ。それが進らなかつた、通らないにもかかわらず、法が命じないにもかかわらず適用しようとする、ああいう規定を設けたこと自体にどうにもならぬ矛盾があると思ふ。まあいづれにしても法制局の苦衷はよく察しますが、こういう日本の転換期に一つ我々をして肯綮に値するような、政府に有利、然るに野党には不利なというような解釈にならないように一つお願いしたい、そういう気持ちで一つ。

○政府委員(高辻正己君) 曾松さんの御質問に関連して更に注文を頂いた上の答弁、或いはお叱りを受けるかも知れませんが、法律の解釈をいたします場合におきましても明文の規定で極めて歴然たるものと、そうでなくあいまいなものといろ／＼その間には程度

の差がございますが、いろ／＼千差万別、又具體的な事実の認定に対してどういふふうな法の適用があるものかというようなことをすべてひづくるめまして、簡単にいつきり切り切れる場合とはつきり切り切れない場合、両方あることは御想像して頂けると思ふのであります。ところがこの二百一条の五の規定でございしますが、これは私どもも今日話を承りまして何遍も繰返しこれを拝見するのでありますが、確かに二つの考え方がありやうであります。そのどちらが正しいのかという御質問の要点でございしますが、仮りに一面から考えれば全くつききの法務省の刑事局長が言われたような一つの言説がございするし、それから又只今御指摘のような経緯から見ますとこれは又別である。衆議院の選挙についてだけこれは二百一条の二の特例の範囲という規定には「衆議院議員の選挙については」とございしますが、そういう点を非常に強調して読んで参りますと、むしろそつちのほうに分があるといふやうなことも言えないことはいないのでございします。要するに先ほど来しは「関係御当局からお話が出ておられますように、いづれもまあ正直に申上げてはつきりした解釈がでにくい一つの法文の形でございしますで、いづれの論も一応は出て来る。そこで先ほども法務省の御当局からお話がありましたように、であるからこそ非常に慎重な取扱ひをしなければいけない、こう言っているわけでありまして、自治庁の御提出になつた書類にもそのようなふうに出てくるように伺つておりますが、正直なところその限度で、これは右であるか或いは左である

かといふふうにはつきり申上げたいのですが、遺憾ながらここで結論的なことを申上げることが不可能と、その点御了承願ひたいと思ひます。

○曾松君 まあ御苦心のほどはよくわかりますし、問題がむずかしいこともよくわかるのですが、併し選挙戦はこれば生きて闘ひでし、そういうあいまいなことじや困るので慎重を期さなければならぬ、どういふ現象が出て来るか、これはやつてみなければわからないといふ点もわかるのですけれど、併し現実には違反になるのかないのかといふやうな問題があるまいないか、最も避けるべき必要があるのじやないか、而もこういうことはあまいであることが選挙の公正な運営に差支えるやうになるのではないか、例えばここに、これはまあ例えばというお話によると、却つて本多國務大臣のお話によると、少くともこれは政府の統一した見解であるといふことを言つておられるが、この見解である限りは違反にはならないといふことでそれぞれの政党内なかで選挙戦に突入し、それで差支えないと伺つておいていいの、それともそこにやは疑問を存する向もあるから、そこまではつきりし青信号でなくて途中で赤信号に変わるかも知れないといふのか、はつきりした、一つ政治的な現段階における信号をはつきりつけておいてもらいたいと思ふのですが、その点は統一した見解をもう一遍改めてお示し願ひるのだつたら是非お示し願ひたい。この点はどうか、これはやつぱり本多さんにお願ひしたい。

○國務大臣(本多市郎君) これはその議論が立ち得る向きもあるのです

から、なか／＼この見解を統一して急速にお示しするといふことはむずかしいのではないかと考えられます。政府のつとめておられます見解は道義上そうしてもらいたいといふ、そのそうしては、地方の選挙管理委員会等が中心となつて、候補者会議等でそれ／＼具體的な選挙運動についての申合せ等もございしますから、そうしたところでこれは守つて頂けるやうに申合せなどで、できることと考へておりますが、それを破つたときどうなるかといふ問題でありまして、これは選挙道徳の上からは誠に残念なことですけれども、はつきりという時分には違反であるといふ法律上の根拠を持たない以上違反にはならないと考へると申上げるほかはない、こういうことになつてゐるわけでございます。はつきり議論のあるものを法制局で研究してもらつたといひましたも、これははつきり疑問の余地なくこうでありますといふことを言ひ切ることはなか／＼短時日を以て結論を出すことは問題じやないかと思ひますので、選挙の実行面におきましては今申上げた候補者会議等によつて重なる期間中は、重ならない期間中はどうかといふふうによつて頂くやうに、こつちからも連絡したいと思つておりますので、そういうふうにやすることを御了承願ひ、結論的には右左を申上げることが今むずかしいと思ひます。

○曾松君 非常に素人的な疑点で恐縮ですが、或る政治団体、特に政党の友誼団体等が衆議院に一人でも候補者をもつてゐるやうな場合には、参議院の選挙だから二百一条の五に依りて無関係だ、道徳問題は別としてです、

やつても、それはもうやつていけな、一人でも出している場合は、一人でも出していない場合には今の問題になつてゐるあいまいなことがある。その点は明確なんですか。つまり或る団体が両方に候補者を出している場合は、これは完全に二百一条の五の制限をフルに受ける。その点は全然疑念の余地はないか。

○國務大臣(本多市郎君) この場合に於いても、最前法務省の政府委員から説明がありましたが、同一の政党が参議院の選挙運動と衆議院の選挙運動を全くこれを無関係のものとして両方やり得ることができるといふかといふことに結局なるわけでありまして、この場合は、政府の見解としては、これは衆議院に候補者を出して運動する以上、それは参議院のみの選挙運動であるといふやうなことはなか／＼これは判別がつかないことではございしますから、制限を、そうした場合は一人でも出しておれば受けるものであるといふ見解をとつております。

○中田吉雄君 本多長官にお願いしますが、やはりやや疑点を存する向もあるから抜いてもらいたいのです。それは本多大臣はそう言われますけれども、職力の規定で、あれほど問題があるのに政府は割切つておられる。それに比べるとできないことではないと思ふのです。法制局にしても、例えば私のもつてゐるこのジュリストの二月一日号を見ると、法制局の第一部長の高辻さんは、アメリカの職力の解釈と同じ解釈をしておられる。アメリカのアイク大統領の最終的な見解は、国連の決定に基く日本の再軍備、国連の決定に基く地域的な集団安全保障として海外

に出ることは現行憲法に違反してないという解釈をしているのです。ところが私がこれを讀んでみると、それと殆んど符合を一にした解釈をしている。戦争の規定を侵略戦争と制戦戦争に分けて、そのうち侵略をやつたものを制戦する戦争に對しては海外に出兵しても現行憲法に違反してないというふうな割切つた法制局は解釈をしておられるのです。なぜそれでできないかというところが私は非常に問題だと思つたのです。それはアメリカのアイクの解釈と殆んど符合を一にしておられる。戦力の規定について多くの疑問があるが、現行の保安隊なり警察予備隊は戦力でないという解釈をしておられるなら本多長官の言われることもいいのですが、そのほうは抜いておいて、これだけはないかなかなか深いというのか、どうも主義が一貫しませんし、法制局におかれても將來はもう少し便利屋というふうな感じを受けようという解釈を一つしてもらいたいと思つた。

○政府委員(高辻正己君) 今の問題も先ほど御指摘になりました点と只今の点で両方に出て参りましたので、これは本日の會議の主題ではないと思つていますが、保安隊、予備隊を朝鮮に派遣しても憲法に違反しないということは今まで政府筋でそういう意見はなかつたんじゃないかと思つた、或いはこれらの間違いかも知れませんが、若しございましてたら御指摘を願いたいと思つた。

○委員(菊田七平君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(菊田七平君) 速記を始め

○委員(菊田七平君) 速記を始め

○館長二君 今聞いておりましたも非常にいい点が多々あるのです。が、政府内部の見解としては違反でないというところにまあ一致されておるというところでありまして、そうしますとこれが一つ全部に徹底するように十分の手配をして頂きたいと思つたが、その点一つ十分の御努力を願いたいと思つた。

○國務大臣(本多市郎君) これは前段に述べております通り同一条件でやつて頂きたいというのが政府の希望でございますので、それに反しても違反にはなりませんというのを余り強調するわけには参りませんけれども、そういうことで了解して頂くように努めたいと存じております。

○館長二君 大変時間をとりまして相済みませんが、政治団体の政治活動の問題について関連しまして一、二疑問の点がありますから、この機会に伺わせて頂きたいと思つた。政治団体が新聞折込みで出したものはこれは制限は無い、これは何ですか。

○政府委員(金丸三郎君) 制限ございせん。

○館長二君 もう一つ、飛行機を使いますことにつきまして、これも無論制限はないと思つたが、飛行機については何ら制限の規定はございせん。

○政府委員(金丸三郎君) 飛行機については何ら制限の規定はございせん。

○政府委員(金丸三郎君) 差支えございせん。

○館長二君 もう一つ、政令や自治庁令に譲つております選挙費用その他の問題で、これは御変更になる何かあるのですか。

○政府委員(金丸三郎君) 今回は変更いたしません。

○中田吉雄君 ヘリコプターなんかも飛行機と同じことになっておりますか。実は全国区で出られる大新聞社の社長も、予告してヘリコプターで鳥取県のほうへ来るからよろしく頼む、それもないのです、飛行機と同じことになる。

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとお伺いいたしますけれども、特別にヘリコプターをそのほうへ向けて使おうというふうな場合でございせんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 借上げるのかどうか、普通の日航の……。

○政府委員(金丸三郎君) そういう場合には選挙運動の費用の中に入ると思つた。

○館長二君 先ほどお伺いしました自治庁の告示が変更されぬというお話ですが、この運動の従事者、労働者の実費弁償についても御変更にならないのですか。

○政府委員(金丸三郎君) 総額はこの前の改正案では衆参両院共若干基準額が引上げられる予定になっておりましたけれども、改正案が成立いたしましたので、総額においては引上げないよういたしました。ただこの前の選挙法の改正の委員会におきましては、選挙問題として弁当代とか、労働者の費用が現行の基準では低過ぎるので、

買収等に間われたりして非常に困るからという御意見もございしたと、それから従来の基準額で労働者に支出できるような最高基準の基準額は、労働者の告示によりまして昨年の十二月に引上げられております。そういう事情を勘案いたしまして若干引上げておりました。例えば弁当代は二百四十円でございます。例えは弁当代は二百四十円でございます。そのほうが総額には変わりございせんけれども、現実に選挙運動をなさいます場合には却つて便宜ではなからうかと考えまして、そのようにいたして十八日の中央選挙管理委員会におきまして、全国区の分は決定いたしました。

○中田吉雄君 日曜日は投票率を高めるの投票日は、日曜日は投票率を高めるというふうな影響を及ぼすものか、特に日曜日を選挙日になつた理由並びにそういうことはどういふそれらの影響を及ぼすかというこれまでの大量観察の結果がございせんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 日曜日がどういふ實際の影響を及ぼすかというこの判定はなかなかむづかしいと思つたのでありますが、まあ一つには都市地帯、農村地帯等で若干問題が違ふと思つた。農村地帯におきましては、日曜日でないと普通のいわゆる週間の日であるのと余り違ひはないのではないかとと思つたけれども、いわゆるサラリーマン、或いはききょうな日曜を休みにしておられるような場合におきましては、却つて、いわゆる生産力を落さないというふうな点から申しまして、日曜のほうがよろしいのではないかとというふうに考えるのであります。これは特に日曜を選ぶ理由として

ていろ／＼考えられると思つたけれども、従来のような例が多かつたのでございまして、今回もさうなことにいたしたかどうかというふうな事務的に考へておる次第であります。

○中田吉雄君 偶然の一致ですか。まあ都市なんか、花見時ではあるし、組織労働者なんか乗車も多いのではないかと、偶然の一致ですか。はつきり生産力の低下というふうなことを考へてなつてですか。

○政府委員(鈴木俊一君) まあ従来の、さうな工場等の生産に支障を来さないように、或いは学校の授業等にも支障を来さないように、官庁の事務能率にも影響を及ぼさないようにということを考へまして、やはり選挙民には若干の負担になりますけれども、まあ日曜のほうが国家全体の上から言つていいのではないかと考へてございせん。

○委員(菊田七平君) それでは「公職選挙法第二百一条の五の規定の解釈について」これは速記に入れておいてもらいますか、如何ですか。それは速記に入れておきます。

別に御発言もございせんようです。から、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(菊田七平君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のありかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見がございましたら、討論中にお述べを願います。他に御発言もないようですから、

討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(菊田七平君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(菊田七平君) 全会一致を以つて原案通り決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(菊田七平君) 御異議ないと認めます。

本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本法案を可とせられるかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

石村 幸作 曾祢 益
堀 末治 宮田 重文
館 哲二 加賀 操
岩男 仁藏 中田 吉雄

○委員長(菊田七平君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないと認めます。これを以て散会いたします。

午後二時五十分散会

昭和二十八年四月二日印刷

昭和二十八年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局